

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合定款の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（役員の数）</p> <p>第9条 組合の役員の数、理事13人、監事3人とする。</p> <p>第10条～第11条（略）</p> <p>（理事の構成及び職務）</p> <p>第12条 理事は、組合長1人、副組合長1人を互選するものとする。</p> <p>第2項～第4項（略）</p> <p>5 組合長及び副組合長以外の理事は、処務規程の定めるところにより、組合事務を分担管理する。</p> <p>第13条～第29条（略）</p> <p>（再選挙）</p> <p>第30条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の数に達しなくなった場合において、前条第1項の規定により当選人を補充することができず、又は補充できても、理事9人若しくは監事2人に達しなくなったときは、再選挙を行わなければならない。</p> <p>（補欠選挙）</p> <p>第31条 理事又は監事に欠員が生じた場合において、第29条第1項の規定により当選人を補充することができず、又は補充できても、なお在職者の数が、理事9人若しくは監事2人に達しなくなったときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>第2項（略）</p> <p>第32条～第88条（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（役員の数）</p> <p>第9条 組合の役員の数、理事21人、監事4人とする。</p> <p>第10条～第11条（略）</p> <p>（理事の構成及び職務）</p> <p>第12条 理事は、組合長1人、副組合長2人を互選するものとする。</p> <p>第2項～第4項（略）</p> <p>5 副組合長の代理の順序は、あらかじめ組合長がこれを定める。</p> <p>6 組合長及び副組合長以外の理事は、処務規程の定めるところにより、組合事務を分担管理する。</p> <p>第13条～第29条（略）</p> <p>（再選挙）</p> <p>第30条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の数に達しなくなった場合において、前条第1項の規定により当選人を補充することができず、又は補充できても、理事14人若しくは監事2人に達しなくなったときは、再選挙を行わなければならない。</p> <p>（補欠選挙）</p> <p>第31条 理事又は監事に欠員が生じた場合において、第29条第1項の規定により当選人を補充することができず、又は補充できても、なお在職者の数が、理事14人若しくは監事2人に達しなくなったときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>第2項（略）</p> <p>第32条～第88条（略）</p>